

## 久慈市指定介護予防支援事業所運営規程

### (目的)

第1条 久慈市が運営する久慈市指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所職員が利用者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉・介護サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮するものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行うものとする。
- 4 事業の運営にあたっては、介護予防サービス事業者及びその他関係機関と連携に努めるものとする。

### (名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 久慈市指定介護予防支援事業所
- (2) 所在地 久慈市旭町第8地割100番地1

### (職員の職種等)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名
  - (2) 担当職員
    - ア 保健師又は介護支援専門員 常勤又は非常勤職員1名以上
    - イ 社会福祉士、経験のある看護師又は高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事 常勤又は非常勤職員1名以上
  - (3) 事務職員 常勤又は非常勤職員1名以上
- 2 管理者は、事業所の担当職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - 3 担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたる。
  - 4 事務職員は、指定介護予防支援に関する必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法)

第 6 条 担当職員は、事業の提供に際し、あらかじめ利用申請者又はその家族に対し、内容及び手続きの説明を行い、同意を得て実施するものとする。

- 2 担当職員は、利用者の被保険者証により、被保険者資格と要支援認定の有無、認定区分と要支援認定の有効期間を確かめる。
- 3 担当職員は、事業の開始にあたっては、利用者が要支援認定を受けているかどうかを確認し、受けていない場合は、利用者の意思もふまえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 4 要支援の更新の申請は、利用者の要支援認定の有効期間満了日の 1 箇月前には行われるよう必要な援助を行う。
- 5 担当職員は、利用者の居宅を一度以上は訪問し、利用者及びその家族に面接する。この際、面接の趣旨を十分に利用者及びその家族に説明し、理解を得る。
- 6 利用者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービス計画（以下「サービス計画」という。）の作成にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護保険サービスのほか、保健・医療・福祉サービス及びインフォーマルサービス等の利用も勘案する等総合的なサービスの提供を行う。
- 7 利用者の相談受け場所及びサービス担当者会議開催場所は、状況に応じて最も効率的な場所とする。
- 8 事業所は、利用者の意向により、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。

(指定介護予防支援の内容)

第 7 条 事業所は、担当職員を配置し、サービス計画業務を行う。

- 2 業務にあたっては、要介護状態になることの予防及び要支援状態の軽減もしくは悪化防止に努める。
- 3 担当職員は、利用者の有する能力や生活環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握する。
- 4 サービス計画の作成開始にあたって、当該地域における介護予防サービス事業者等のサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供し、その選択を可能とするように支援する。
- 5 担当職員は、利用者及びその家族の希望並びに解決すべき課題に基づき、当該地域における介護予防サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標や評価期間、サービスを提供するうえでの留意点を盛り込んだサービス計画原案を作成する。
- 6 担当職員は、サービス計画原案に位置付けた介護予防サービス等の担当者によるサービス担

当者会議を開催し、当該原案について担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

- 7 担当職員は、サービス原案に位置付けたサービス等の種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に説明し、書面により同意を得る。
- 8 担当職員は、サービス計画作成後においても、利用者及びその家族に、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、その実施状況や課題把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整、その他必要な便宜の提供をする。
- 9 前項の実施状況、評価等について適切な記録を作成及び保管する。

(利用料等)

第8条 指定介護予防を提供した場合の利用料については、法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料の徴収は行わない。

(事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、久慈市内とする。

(緊急時における対応)

第10条 事業所職員は、業務実施中に、利用者の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(災害発生時の対応)

第11条 事業所職員は、業務実施中における災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所職員は、利用者に対する業務の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等への連絡その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供等により、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(感染対策に関する事項)

第13条 事業者は、利用者及び職員の感染症の予防及びまん延防止のための指針を策定するとともに感染対策委員会を設置し、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止並びに感染症発生時における適切な対応のための研修の実施
- (2) 感染症が疑われる又は感染症発生時の適切な対応
- (3) その他、感染症の予防及びまん延防止のための対策並びに感染症発生時における適切な対応のための必要な措置

(高齢者虐待の防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための指針を策定するとともに虐待防止委員会を設置し、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待等を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 虐待等の早期発見及び迅速かつ適切な対応
- (3) その他、虐待等の防止のための必要な措置

(守秘義務)

第 15 条 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしてはならない。

2 事業所は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができる。

3 事業所職員は、正当な理由がある場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(記録の整備)

第 16 条 事業所は、職員、設備、備品、会計等に関する記録を整備しなければならない。また、サービス計画、サービス担当者会議の記録、指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し保管する。

(苦情処理)

第 17 条 事業所は、提供した介護予防支援に関する利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために苦情相談窓口を設置し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第 18 条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

2 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。